ハッピーシェアリング ADR センター手続きの流れ

●申立人●
申立書を当センターに提出（持参、郵送またはメール）
申立手数料　11,000 円

↓

調停申立書受理後、相手方へ調停に応じるかどうかの「調停意向確認書」を送付

↓

●相手方●
調停に応じる場合
費用の支払いと期日調整
調停依頼手数料 11,000 円

↓

当センターより担当調停者を選任
第 1 回調停期日を指定・通知

●相手方●
調停に応じない場合
終了を決定

↓

申立人へ連絡して終了
納付額から 5,500 円を控除・返還

↓

★調停期日★
1 回 1 時間（費用：各 11,000 円）
調停者（家裁調査官又は家事調停委員経験者、弁護士）
※申立人・相手方は原則同席

↓

★調停継続★
次回期日を調停終了時に決定
（費用：期日ごとに各 11,000 円）

→

★調停終了★
当事者の意向により終了・・・終了
調停者の判断により終了・・・不成立
当事者が合意・・・合意書作成

↓

★送付・交付通知★
当事者の意向により終了・・・他方当事者に終了通知
調停成立・・・当事者双方及び調停者が署名押印し、調停合意書を当事者双方に交付
（当センターは原則 10 年間保管）